

議案第173号

指定管理者の指定について

さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(別紙)

所在地	名称
さいたま市桜区田島2丁目16番7号	さいたま市立西浦和放課後児童クラブ
さいたま市桜区大字大久保領家331番地	さいたま市立大久保東放課後児童クラブ
さいたま市桜区南元宿1丁目11番1号	さいたま市立土合放課後児童クラブ
さいたま市桜区栄和1丁目7番1号	さいたま市立栄和放課後児童クラブ
さいたま市桜区田島10丁目7番14号	さいたま市立田島放課後児童クラブ
さいたま市桜区新開2丁目18番1号	さいたま市立新開放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東5丁目23番14号	さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ
さいたま市中央区鈴谷5丁目1番1号	さいたま市立鈴谷放課後児童クラブ
さいたま市中央区新中里1丁目6番28号	さいたま市立大戸放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東3丁目5番23号	さいたま市立与野本町放課後児童クラブ
さいたま市中央区円阿弥4丁目3番7号	さいたま市立与野西北放課後児童クラブ
さいたま市中央区上落合1丁目7番33号	さいたま市立下落合放課後児童クラブ
さいたま市中央区上落合4丁目14番24号	さいたま市立上落合放課後児童クラブ
さいたま市中央区大戸6丁目2番19号	さいたま市立与野南放課後児童クラブ
	さいたま市立大戸児童センター
さいたま市桜区大字神田541番地1	さいたま市立神田放課後児童クラブ
さいたま市桜区大字五関21番地	さいたま市立大久保放課後児童クラブ
さいたま市桜区中島1丁目28番1号	さいたま市立中島放課後児童クラブ
さいたま市中央区本町東5丁目17番25号	さいたま市立与野本町児童センター
	与野本町老人憩いの家
さいたま市中央区下落合7丁目11番9号	さいたま市立向原児童センター

さいたま市桜区大字大久保領家131
番地6

さいたま市立大久保東児童センター